

令和7年度 愛鳥週間ポスターコンクール募集要領

1 目 的

県内の小・中・高等学校等の児童・生徒を対象に、愛鳥週間ポスターを募集し、その制作過程を通じて野生鳥類についての保護思想を高めるとともに、作品を展示すること等により県民への普及啓発に努めることを目的とする。

2 主 催

山口県、公益財団法人日本鳥類保護連盟山口県支部

3 応募資格

県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校等に在学中で、18歳以下の者（大学、美術専門学校等は対象外）

4 図 柄

日本に生息する野生鳥類を対象として、愛鳥思想の普及啓発の目的に沿ったもの。

- （例）・自然の中での野鳥と人との交流をテーマとしたもの
- ・渡り鳥の保護についての国際交流をテーマとしたもの
- ・野鳥の自然の姿をテーマとしたもの
- ・野鳥の保護活動をテーマとしたもの
- ・その他、野生鳥類保護思想の普及啓発に役立つもの

家禽（ニワトリ等）、ペット（インコ等）、海外の野鳥、動物園などで飼われているイメージ（構図）は不可。

5 用 紙

たて 51～55 cm、よこ 36～40 cm以内とし、必ずたて描きとする。

6 彩 色

自由（クレヨン、パステル、水彩、コラージュ、貼り絵等いずれでも可）。ただし、パソコンでの作品は不可。

7 文 字

- （1）作品には必ず漢字で「愛鳥週間」の4文字のみ入れること。ただし、小学校3年生以下は、文字を入れなくても可。
- （2）「Bird Week」（英語）または「バードウィーク」（ひらがな・カタカナ）をデザイン上、使用する必要がある場合は可。「Bird Week」の大文字・小文字は問わない。

※それ以外の標語等は不可。なお、絵の中の風景としての看板等がかまわない。

8 その他

- ・2025年度（令和7年度）に描かれたもの以外は審査対象外。
- ・応募作品はオリジナルのものに限る。野鳥の写真やイラストは参考の範囲にとどめること。元の写真・絵画等を丸写ししたものは、賞が決定した後でも取り消しする場合がある。
- ・応募票には、描いた野鳥の種類名を必ず記入するとともに、参考にした本・写真・絵画等の資料がある場合、その資料名を必ず記入すること。

9 応募票（様式1）を作品の裏面に必ず貼付すること。

10 応募は、学校単位で行うこととし、応募作品に応募者名簿（様式2）を添付し、令和7年9月5日（金）までに各地域の農林水産事務所等宛てに送付すること。（当日消印有効）

※「◇提出先 農林水産事務所等一覧表」を参照すること。

11 審査及び結果の発表等

- （1）主催者において審査し、入賞者には賞状等を贈呈する。
- （2）応募作品は原則として返却しない。
- （3）審査結果は、決定後公表するとともに、応募校に通知する。
- （4）入賞作品の著作権は、山口県に帰属する。
- （5）入賞者は氏名・学校名・学年を山口県ホームページ等で公表する。
- （6）最優秀及び優秀作品については、公益財団法人日本鳥類保護連盟が募集する全国コンクールの応募作品として推薦する。

◇提出先 農林水産事務所等一覧表

区 域	事務所名	連 絡 先
岩国市、玖珂郡、 柳井市、大島郡、熊毛郡	岩国農林水産事務所 森林部	〒740-0016 岩国市三笠町一丁目 1-1(総合庁舎内) ☎0827 (29) 1567
下松市、光市、周南市	周南農林水産事務所 森林部	〒745-0004 周南市毛利町二丁目 38(総合庁舎内) ☎0834 (33) 6463
山口市、防府市	山口農林水産事務所 森林部	〒753-0064 山口市神田町 6-10(総合庁舎内) ☎083 (922) 6700
宇部市、山陽小野田市、 美祢市	美祢農林水産事務所 森林部	〒759-2212 美祢市大嶺町東分 3449-5(合同庁舎内) ☎0837 (52) 1071
下関市、長門市	下関農林事務所 森林部	〒750-0421 下関市豊田町殿敷 1892(合同庁舎内) ☎083 (766) 1182
萩市、阿武郡	萩農林水産事務所 森林部	〒758-001 萩市江向河添沖田 531-1(総合庁舎内) ☎0838 (22) 3366